

「遺言書の基礎知識」

＜ 4 . 弊所のお勧め＞

a. お勧めの遺言書

○お勧めは！

もちろん、公正証書遺言です！！！！

費用はかかりますが、相続が発生した際の手間暇が圧倒的に少なく済みます。

また、遺言内容についての争いは、他の遺言書とくらべて圧倒的に生じにくいものです。

更に遺言書を無くしても再交付して貰えると至れり尽くせりです。

敢えて、欠点を上げるとしたら、公証役場の混み具合にもよりますが作成までに日数がかかる事です。

○こんな事も出来ます！

公正証書にするまでに日数が必要ですので、待ちとなる日数が発生します。

その間に公正証書としようとしている遺言の案を自署して自筆証書遺言を先に作成する対応も出来ます。

もし、公正証書としようとしている遺言が少し複雑だった場合には最低限どうしても実現したい内容を簡単に自筆証書遺言で作成しておくという方法もあります。

遺言書は、後から作成された物が勝つというルールがありますので先に作成した自筆証書遺言は負けます。

但し、もし、重複しない内容が自筆証書遺言にかかっているとその部分は生き残りますので、作成とその後の遺言の管理には注意が必要です。